

2022 年 10 月 13 日

「第一種医療機器製造販売業」ならびに「体外診断用医薬品製造販売業」の 業許可取得のお知らせ

日本ステリ株式会社（代表取締役：酒井一也、本社：東京都新宿区、以下「日本ステリ」）は、医薬品医療機器等法に規定された「第一種医療機器製造販売業」の業許可ならびに「体外診断用医薬品製造販売業」の業許可を 2022 年 10 月 1 日に取得しましたのでお知らせします。

日本ステリは既存の滅菌関連サービスに加え、医療機器（第一種）、体外診断薬用医薬品の開発、製造（輸入）販売までを一貫して行う体制が整いました。これにより市場のニーズに迅速に対応した商品の開発、販売力強化並びに事業拡大を目指します。

取扱製品の詳細については、販売準備が整い次第ホームページにてお知らせします。

業許可取得概要

第一種医療機器製造販売業

主たる機能を有する事務所の名称	日本ステリ株式会社
主たる機能を有する事務所の所在地	東京都新宿区西新宿 2 丁目 1 番 1 号 新宿三井ビルディング
許可番号	13B1X10395

体外診断薬医薬品製造販売業

主たる機能を有する事務所の名称	日本ステリ株式会社
主たる機能を有する事務所の所在地	東京都新宿区西新宿 2 丁目 1 番 1 号 新宿三井ビルディング
許可番号	13E1X00055

以上